

議案第24号，第25号

令和4年5月12日

令和4年5月開会議会議案

鈴 鹿 市

議 案 目 次

議案第 24 号	鈴鹿市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について	1
議案第 25 号	鈴鹿市職員給与条例等の一部改正について	5

議案第 24 号

鈴鹿市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
鈴鹿市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を
次のように制定する。

令和 4 年 5 月 12 日提出

鈴鹿市長 末 松 則 子

鈴鹿市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
(別 紙)

提案理由

期日前投票所の投票立会人の報酬の額を改定するについて、地方自治法第 96 条
第 1 項の規定により、この議案を提出する。

鈴鹿市条例第 号

鈴鹿市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

鈴鹿市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和24年鈴鹿市条例第58号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
非常勤職員 の区分	報酬の額	非常勤職員 の区分	報酬の額
略	略	略	略
(18) 期日 前投票所 の投票立 会人	日額9,600円 <u>（立会 時間が6時間以下の 場合にあつては、日 額4,800円）</u>	(18) 期日 前投票所 の投票立 会人	日額9,600円
略	略	略	略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鈴鹿市職員給与条例等の一部改正について

鈴鹿市職員給与条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 4 年 5 月 12 日提出

鈴鹿市長 末 松 則 子

鈴鹿市職員給与条例等の一部を改正する条例

(別 紙)

提案理由

市職員の給与改定を行うについて、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により、この議案を提出する。

鈴鹿市条例第 号

鈴鹿市職員給与条例等の一部を改正する条例

(鈴鹿市職員給与条例の一部改正)

第 1 条 鈴鹿市職員給与条例（昭和 2 4 年鈴鹿市条例第 5 7 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(期末手当) 第42条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の120</u>（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 7 級以上であるもの並びに同表以外の給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑，困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち，規則で定める職員を除く。第42条の 4 第 2 項において「特定管理職員」という。）にあつては，<u>100分の100</u>）を乗じて得た額に，基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ，当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略	(期末手当) 第42条 略 2 期末手当の額は，期末手当基礎額に <u>100分の127.5</u>（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 7 級以上であるもの並びに同表以外の給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑，困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち，規則で定める職員を除く。第42条の 4 第 2 項において「特定管理職員」という。）にあつては，<u>100分の107.5</u>）を乗じて得た額に，基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ，当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の67.5</u>」と、「<u>100分の100</u>」とあるのは「<u>100分の57.5</u>」とする。 4～6 略	3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」と、「<u>100分の107.5</u>」とあるのは「<u>100分の62.5</u>」とする。 4～6 略
--	--

(一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第2条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成16年鈴鹿市条例第29号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(特定任期付職員についての給与に関する条例の適用除外等) 第5条 略 2 特定任期付職員に対する給与条例第40条の2第1項及び第42条第2項の規定の適用については、給与条例第40条の2第1項中「管理職員が」とあるのは「一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成16年鈴鹿市条例第29号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員が」と、給与条例第42条第2項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の162.5</u>」とする。 3 略	(特定任期付職員についての給与に関する条例の適用除外等) 第5条 略 2 特定任期付職員に対する給与条例第40条の2第1項及び第42条第2項の規定の適用については、給与条例第40条の2第1項中「管理職員が」とあるのは「<u>管理職員及び一般職の任期付職員</u>の採用等に関する条例（平成16年鈴鹿市条例第29号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員が」と、給与条例第42条第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」とする。 3 略

(鈴鹿市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第3条 鈴鹿市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年鈴鹿市

条例第 23 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(フルタイム会計年度任用職員の期末手当) 第15条 給与条例第42条から第42条の3までの規定は、任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員の期末手当について準用する。この場合において、第42条第2項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の120</u>以下の割合で任命権者が規則等で定める割合」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、規則で定める。 2・3 略 (パートタイム会計年度任用職員の期末手当) 第25条 給与条例第42条から第42条の3までの規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員(1週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として任命権者が規則等で定めるものを除く。以下この条において同じ。)について準用する。この場合において、給与条例第42条第2項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の67.5</u>以下の割合で任命権者が規則等で定める割合」と、同条第4項中「それぞれその基準日現	(フルタイム会計年度任用職員の期末手当) 第15条 給与条例第42条から第42条の3までの規定は、任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員の期末手当について準用する。この場合において、第42条第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の127.5</u>以下の割合で任命権者が規則等で定める割合」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、規則で定める。 2・3 略 (パートタイム会計年度任用職員の期末手当) 第25条 給与条例第42条から第42条の3までの規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員(1週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として任命権者が規則等で定めるものを除く。以下この条において同じ。)について準用する。この場合において、給与条例第42条第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>以下の割合で任命権者が規則等で定める割合」と、同条第4項中「それぞれその基

在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれその基準日（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日）以前6か月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（フルタイム会計年度任用職員との権衡を考慮して任命権者が規則等で定める額を除く。）の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。 2・3 略	準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれその基準日（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日）以前6か月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（フルタイム会計年度任用職員との権衡を考慮して任命権者が規則等で定める額を除く。）の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。 2・3 略
--	---

附 則

（施行期日）

- この条例は、公布の日から施行する。
（令和4年6月に支給する期末手当に関する特例）
- 令和4年6月に支給する期末手当の額は、第1条の規定による改正後の鈴鹿市職員給与条例（第1号イにおいて「新給与条例」という。）第42条第2項（同条第3項及び第2条の規定による改正後の一般職の任期付職員の採用等に関する条例第5条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び鈴鹿市職員給与条例（以下この項において「給与条例」という。）第42条第4項から第6項まで（鈴鹿市職員の育児休業等に関する条例（平成4年鈴鹿市条例第1号）第17条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）若しくは第8条第1項から第3項まで、第5項若しくは第7項又は鈴鹿市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成28年鈴鹿市条例第22号）第4条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、令和3

年 12 月に支給された期末手当の額に、同月 1 日（同日前 1 箇月以内に退職した者にあつては、当該退職をした日）における次の各号に掲げる職員（給与条例の適用を受ける者をいう。以下この項において同じ。）の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額（以下この項において「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

（１） 再任用職員（地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 28 条の 4 第 1 項若しくは第 28 条の 5 第 1 項又は第 28 条の 6 第 1 項若しくは第 2 項の規定により採用された職員をいう。次号において同じ。）以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める割合

ア イ及びウに掲げる職員以外の職員 127.5 分の 15

イ 新給与条例第 42 条第 2 項に規定する特定管理職員（次号イにおいて「特定管理職員」という。） 107.5 分の 15

ウ 一般職の任期付職員の採用等に関する条例第 4 条第 1 項に規定する特定任期付職員 167.5 分の 10

（２） 再任用職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める割合

ア イに掲げる職員以外の職員 72.5 分の 10

イ 特定管理職員 62.5 分の 10

（規則への委任）

3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。